

長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の内部監査手続要領

令和3年11月30日制定

令和4年 8月 1日改定

(総則)

第1条 「長崎県環境保健研究センターにおける競争的資金等の運営・管理に係る実施要綱」
(以下、「実施要綱」という。)第14条に基づく内部監査は以下の規定によるものとする。

(定義)

第2条 本要領内で用いられる用語は、実施要綱で用いられるものと同義とする。

(実施体制)

第3条 内部監査は、最高管理責任者が総務課から指名した監査担当者により行うものとする。

(監査対象等)

第4条 内部監査は、前年度に交付を受けている競争的資金等による研究課題数の概ね10%以上の件数を対象とし、その抽出は、企画・環境科が行う。

(監査方法)

第5条 監査は年1回以上、第3条に定める監査担当者が実施するものとし、各種申請書、証拠書類等の検査及び購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリング等により確認する。特に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成19年2月15日文科科学大臣決定。)に例示されている、不正が発生するリスク要因に着目した次の監査を行う。

- ①研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についてのヒアリング(目的、概要)
- ②非常勤雇用者を対象とした勤務実態についてのヒアリング
- ③納品後の物品等の現物確認

(監査の時期)

第6条 内部監査は、原則として毎年9月30日までの間に行うものとする。

(結果報告)

第7条 監査結果について、監査担当者は監査責任者に報告し、監査責任者は最高管理責任者に報告する。

(附 則) この要領は、令和3年11月30日より施行する。

(附 則) この要領は、令和4年 8月 1日より施行する。